

新設された福祉システムの矯正処遇課程とは？

刑法等の一部を改正する法律により、令和7年6月1日から「拘禁刑」が導入され、特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施するため、基本的な処遇類型（**矯正処遇課程**）が新設されました。

今回は、新設された24の矯正処遇課程のうち、福祉システムの矯正処遇課程である「高齢福祉課程」、「福祉的支援課程（知的障害・発達障害）」及び「福祉的支援課程（精神上的の疾病又は障害）」についてご紹介します。

拘禁刑下の処遇

拘禁刑下の処遇
入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開

入所

処遇調査の充実

- 心理専門官を中心に、福祉専門官などを含めた多職種が関与し、複眼的な視点で調査
- アセスメントツールを改訂
- 少年鑑別所の鑑別機能も活用

→ 特性を把握するためのアセスメント機能を強化

矯正処遇課程（24課程）の新設

- 特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施するため、基本的な処遇類型（矯正処遇課程）を新設
- 各別事指図において、矯正処遇課程ごとに処遇内容や配慮すべき事項を規定して処遇

→ 特性を理解した上で、必要者に必要な処遇を実施

矯正処遇の充実

社会復帰支援の充実

作業
内容や方法を充実を回り、受刑者の特性に応じて必要なるものを組み合わせて実施

就労支援
入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、住居・就業先・福祉サービスの確保など釈放後の社会生活を見据えた支援を実施

福祉的支援
入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、住居・就業先・福祉サービスの確保など釈放後の社会生活を見据えた支援を実施

改善指導 **教科指導**

出所

受刑者自身が処遇の必要性を理解し、自主的・主体的に取り組めるよう働き掛けのための働き掛けを強化

新設された24の矯正処遇課程

矯正処遇課程の新設
24の矯正処遇課程のうち最も必要性が高い課程を1つ指定し、当該矯正処遇課程を中心に処遇を実施

課程名	対象者	課程名	対象者
D 拘留課程 Persons Sentenced to Penal Detention	拘留受刑者及び住居拘禁受刑者	O 開放的処遇課程 Open House Treatment	開放的施設での処遇の実施が可能と見込まれる者、交通手帳集封対象者
Jt 少年院在院受刑者処遇課程 Persons Eligible for Juvenile Training School	16歳未満の少年のうち、少年院における矯正教育の効果が期待できる者	ST 短期処遇課程 Short Term Persons	執行すべき刑罰が6月未満の者
I 禁錮課程 Persons Serving Imprisonment Without Work	禁錮受刑者	A 依存症回復処遇課程 Addiction Recovery	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者
F 外国人処遇課程（一般） Foreign Persons	日本人と同一の処遇が困難な者	DS 高齢福祉課程 Senior Persons Requiring Daily Care	おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者
FX 外国人処遇課程（特別） Foreign Persons Requiring Special Needs	外国人処遇課程対象者のうち処遇上特別の配慮を要する者	DH 福祉的支援課程（知的障害・発達障害） Handicapped Persons Requiring Daily Care	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者
FZ 外国人処遇課程（条約） Foreign Persons under certain Treaties	外国人処遇課程対象者のうちその処遇に当たって条約や協定に定めがある者	DM 福祉的支援課程（精神上的の疾病又は障害） Persons with Mental Disorder Requiring Daily Care	精神上的の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者
J 少年処遇課程 Juvenile Persons	少年収容を必要としない少年		
Y 若年処遇課程1～3 Youth Persons	20歳以上26歳未満で処遇レベルが1～3の者		
L 長期処遇課程1～4 Long Term Persons	執行すべき刑罰が10年以上で処遇レベルが1～4の者		
G 一般処遇課程1～4 General Persons	他の課程に該当しない処遇レベル1～4の者		

従来のA B無標に替わる新たな観点

処遇レベル	再犯リスク	処遇必要性
レベル1	低	高
レベル2	低	中～低
レベル3	高	高～中
レベル4	高	低

(注) 矯正処遇（取り留め）程度その他の実施に際しては、この順序に従って実施する

高齢福祉課程
Group for Senior Persons Requiring Daily Care : DS

対象者
おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者

作業療法士による指導

作業療法士による定期的な助言や指導を受けながら、認知機能及び身体機能の維持・向上を図っています。

府中刑務所

福祉システムの矯正処遇課程とは
…「高齢」、「知的障害・発達障害」、「精神上的の疾病又は障害」の3つの課程により、各対象者の特性に応じた指導・教育やトレーニング・作業、福祉的支援をはじめとした社会復帰支援などの取組を進めていくものです。

福祉的支援課程（知的障害・発達障害）
Group for Handicapped Persons Requiring Daily Care : DH

対象者
知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者

認知トレーニング

作業療法を活用したプログラムを実施し、出所後の就労等に役立つ認知能力や社会適応力を向上させることを目的としています。

広島刑務所

手帳取得のための支援

精神障害者保健福祉手帳の取得等を通じて、出所後、円滑に福祉サービスを受けることができるよう調整します。

福岡刑務所

福祉的支援課程（精神上的の疾病又は障害）
Group for Persons with Mental Disorder Requiring Daily Care : DM

対象者
精神上的の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者

疾病教育

自身の疾病や症状について正しく理解し、出所後の生活場面や治療に向けた自己管理能力を高めることを目的としています。

札幌刑務所

福祉的就労を見据えた農園芸作業

農園芸などの情動的な活動を通じて、自信や生きがいを実感させるとともに自己肯定感の向上を図り、円滑な社会復帰を目指します。

加古川刑務所

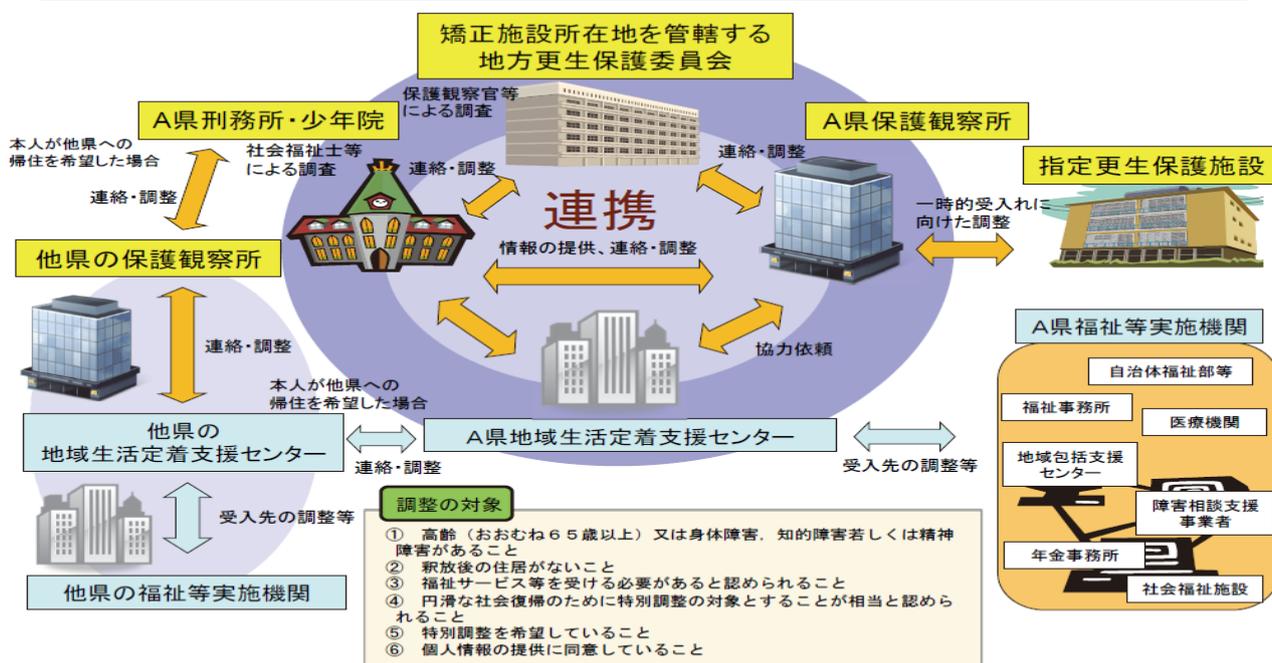
関係機関による福祉支援に係る協議会

法務省及び厚生労働省は、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる**特別調整の取組**を実施しています。

この取組を促進するため、関係機関において、特別調整の対象者等に対する**福祉支援に係る協議会**や、各関係機関等が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う連絡協議会等を行っています。

特別調整の取組

高齢又は障害により自立困難な受刑者等の特別調整について



出典：法務省資料による。

福祉支援に係る協議会

令和8年2月20日(金)、さいたま新都心合同庁舎2号館において、関係機関による「**令和7年度刑務所出所者等に対する福祉支援に係る協議会**」を開催しました。

当日は、管内の刑事施設、少年院、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、都県の担当者等が約90名が参加し、出所者・出院者に対する福祉的支援について活発な情報交換等が行われました。

